

第2回嬉野市議会臨時会

(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
4 5	嬉野市税条例等の一部を改正する条例【第1条関係】 新旧対照表	1
4 5	嬉野市税条例等の一部を改正する条例【第2条関係】 新旧対照表	1 7
4 6	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2 2
4 7	嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2 4
4 8	嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2 5

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市税条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行		
(均等割の税率)	(均等割の税率)		
<p>第31条 【略】</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>	<p>第31条 【略】</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>		
法人の区分	税率	法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号 の公共法人及び法第29 4条第7項に規定する公 益法人等のうち、法第29 6条第1項の規定により 均等割を課することがで きないもの以外のもの(法 人税法別表第2に規定す る独立行政法人で収益事 業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型 法人(法人税法第2条第9 号の2に規定する非営利 型法人をいう。以下この号 において同じ。)に該当す るものと除く。)及び一般 財団法人(非営利型法人に 該当するものを除く。) ニ 保険業法(平成7年法律 第105号)に規定する相	年額 50,000円	1 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号 の公共法人及び法第29 4条第7項に規定する公 益法人等のうち、法第29 6条第1項の規定により 均等割を課することがで きないもの以外のもの(法 人税法別表第2に規定す る独立行政法人で収益事 業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型 法人(法人税法第2条第9 号の2に規定する非営利 型法人をいう。以下この号 において同じ。)に該当す るものと除く。)及び一般 財団法人(非営利型法人に 該当するものを除く。) ニ 保険業法(平成7年法律 第105号)に規定する相	年額 50,000円

<p>互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>ホ 資本金等の額(法第29 2条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)</p> <p>を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれららの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が5</p>		<p>互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>ホ 資本金等の額(法第29 2条第16号に規定する資本金等又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれららの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」</p>
--	--	--

0人以下のもの		という。)が50人以下のもの	
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000円0万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円	2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000円0万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000円0万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円	3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000円0万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000円0万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円	4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000円0万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円00円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000円	5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円00円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円00円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000円	6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円00円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億00円	年額 410,000円	7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億00円	年額 410,000円

円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの		円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	
8 資本金等の額を有する法人年額 1,750,人で資本金等の額が 10 億円 円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの		8 資本金等の額を有する法人年額 1,750,人で資本金等の額が 10 億円 円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	
9 資本金等の額を有する法人年額 3,000,人で資本金等の額が 50 億円 円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの		9 資本金等の額を有する法人年額 3,000,人で資本金等の額が 50 億円 円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	
3 【略】		3 【略】	
4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。		(法人の市民税の申告納付)	
(法人の市民税の申告納付)		(法人の市民税の申告納付)	
第 48 条 【略】		第 48 条 【略】	
2~5 【略】		2~5 【略】	
6 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 5		6 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 5	

<p>0条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>	<p>0条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>
<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p>
<p>第50条 【略】</p>	<p>第50条 【略】</p>
<p>2 【略】</p>	<p>2 【略】</p>
<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人</p>

<p>税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の10</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の10</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p>	<p>第57条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の7</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の7</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 【略】 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p>	<p>(1)～(6) 【略】 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p>

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第1号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 【略】

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第1号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 【略】

第9条 削除

3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、

申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条

第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) 【略】

（平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項

（土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) 【略】

（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項

に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失ると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、 <u>平成28年度分又は平成29年度分</u> の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失ると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、 <u>平成25年度分又は平成26年度分</u> の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2 法附則第17条の2第2項に規定する <u>平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地</u> であって、 <u>平成29年度分</u> の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。	2 法附則第17条の2第2項に規定する <u>平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地</u> であって、 <u>平成26年度分</u> の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
(宅地等に対して課する <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分</u> の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る <u>平成27年度から平成29年度までの各年度分</u> の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を	(宅地等に対して課する <u>平成24年度から平成26年度までの各年度分</u> の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る <u>平成24年度から平成26年度までの各年度分</u> の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を

<p>加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</u></p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</u></p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適</u></p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適</u></p>

<p>用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当</p>

<p>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 【略】 <u>(軽自動車の税率の特例)</u></p> <p><u>第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用について</u>は、当該軽自動車が<u>平成27年4月1日から平成28年3月31日</u>までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同</p>	<p>については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成27年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 【略】</p> <p><u>第16条 削除</u></p>
--	--

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄
に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000</u>
ア	円	円
	<u>6,900円</u>	<u>1,800</u>
	円	円
	<u>10,800</u>	<u>2,700</u>
	円	円
	<u>3,800円</u>	<u>1,000</u>
	円	円
	<u>5,000円</u>	<u>1,300</u>
	円	円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000</u>
ア	円	円
	<u>6,900円</u>	<u>3,500</u>
	円	円
	<u>10,800</u>	<u>5,400</u>
	円	円
	<u>3,800円</u>	<u>1,900</u>
	円	円
	<u>5,000円</u>	<u>2,500</u>

		円
--	--	---

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号	3,900円	3,000
ア		円
	6,900円	5,200
		円
	10,800	8,100
	円	円
	3,800円	2,900
		円
	5,000円	3,800
		円

嬉野市税条例等の一部を改正する条例
【第2条関係】嬉野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行																																																												
<p>(嬉野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第1条 嬉野市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。</p> <p>【中略】</p> <p><u>附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</u></p> <p><u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第82条第2号</td> <td style="width: 30%;">3,900円</td> <td style="width: 30%;">4,600円</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <p>【後略】</p>	第82条第2号	3,900円	4,600円	ア				6,900円	8,200円			円		10,800円	12,900円			円		3,800円	4,500円			円		5,000円	6,000円			円	<p>(嬉野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第1条 嬉野市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。</p> <p>【中略】</p> <p><u>附則第16条を次のように改める。</u></p> <p><u>(軽自動車税の税率の特例)</u></p> <p><u>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第82条第2号</td> <td style="width: 30%;">3,900円</td> <td style="width: 30%;">4,600円</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>	第82条第2号	3,900円	4,600円	ア				6,900円	8,200円			円		10,800円	12,900円			円		3,800円	4,500円			円		5,000円	6,000円			円
第82条第2号	3,900円	4,600円																																																											
ア																																																													
	6,900円	8,200円																																																											
		円																																																											
	10,800円	12,900円																																																											
		円																																																											
	3,800円	4,500円																																																											
		円																																																											
	5,000円	6,000円																																																											
		円																																																											
第82条第2号	3,900円	4,600円																																																											
ア																																																													
	6,900円	8,200円																																																											
		円																																																											
	10,800円	12,900円																																																											
		円																																																											
	3,800円	4,500円																																																											
		円																																																											
	5,000円	6,000円																																																											
		円																																																											

	<u>6,900円</u>	<u>8,200</u>
	円	
	<u>10,800</u>	<u>12,900</u>
	円	0円
	<u>3,800円</u>	<u>4,500</u>
	円	
	<u>5,000円</u>	<u>6,000</u>
	円	

【後略】

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) 【略】

(3) 第1条中嬉野市税条例第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）

並びに附則第4条第1項及び第6条（第1条の規定による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(4) 【略】

(5) 第1条中嬉野市税条例第23条、第48条、

第52条第1項、第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及び

第3号並びに附則第16条の改正規定並びに次条第5項、附則第4条第2項、第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(6)及び(7) 【略】

（軽自動車税に関する経過措置）

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) 【略】

(3) 第1条中嬉野市税条例第82条の改正規定

並びに附則第4条 及び第6条（第1条の規定による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(4) 【略】

(5) 第1条中嬉野市税条例第23条、第48条、第52条第1項

及び附則第16条の改正規定並びに次条第5項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

第4条 新条例第82条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第82条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 【略】

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号 ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(6)及び(7) 【略】

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条

の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 【略】

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第82条第2号 ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円

		円			円
<u>新条例附則第1 6条第1項の表 以外の部分</u>	<u>第82条</u>	嬉野市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条		<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>新条例附則第1 6条第1項の表 第82条第2号 アの項</u>	<u>第82条第2号ア</u>	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア		<u>新条例附則第1 6条第1項の表 第82条第2号 アの項</u>	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
		3,900円	3,100円		3,900円
		6,900円	5,500円		6,900円
		10,800円	7,200円		5,500円

	3,800円 円	3,000 円		10,800 円	7,200 円
	5,000円 円	4,000 円		3,800円 円	3,000 円
				5,000円 円	4,000 円

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>52万円</u> とする。	2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>51万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>51万円</u> とする。
3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>17万円</u> とする。	3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>16万円</u> とする。
4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。	4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>14万円</u> とする。
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>52万円</u> を超える場合には、 <u>52万円</u> ）、同条第3項本	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>51万円</u> を超える場合には、 <u>51万円</u> ）、同条第3項本

文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(一部負担金)	(一部負担金)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 被保険者は、 <u>往診又は歯科訪問診療の給付</u> を受ける場合において、当該 <u>往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」</u> （平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の <u>歯科訪問診療料の項注8</u> の規定に該当するものであるときは、当該 <u>往診又は歯科訪問診療の給付</u> に要する費用のうち当該 <u>往診又は歯科訪問診療がこれら</u> の規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、 <u>第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</u>	2 被保険者は、 <u>往診の給付</u> を受ける場合において、当該 <u>往診が「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」</u> （平成6年3月厚生省告示第54号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の <u>往診料の項注3</u> の規定に該当するものであるときは、当該 <u>往診の給付</u> に要する費用のうち当該 <u>往診がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分</u> については、 <u>法第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うこと</u> を要しない。
(保健事業)	(保健事業)
第8条 市は、 <u>法第72条の5</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。	第8条 市は、 <u>法第72条の4</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
2 (略)	2 (略)

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案				現 行					
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）					
使用料				使用料					
区分									
区 分	種別	単位	使用料		区 分	種別	単位		
			宿泊（1泊）	休憩					
広 川 原 キ ヤ ン プ 場	5人用	1棟につき	2,100円	1,050円	広 川 原 キ ヤ ン プ 場	5人用	1棟につき		
				0円					
バ ン ガ ロ ー ン ブ 場	10人用	1棟につき	4,200円	2,100円	バ ン ガ ロ ー ン ブ 場	10人用	1棟につき		
				0円					
ヤ ン ブ 場	30人用	1棟につき	10,710円	5,355円	ヤ ン ブ 場	50人用	1棟につき		
				5円					
コ テ ジ ー ジ	50人用	1棟につき	17,850円	8,925円	コ テ ジ ー ジ	6人用(宿泊は、10人までと してする。)	1棟につき		
				5円					
コ テ ジ ー ジ	6人用(宿泊は、10人までと してする。)	1棟につき	18,000円	9,000円	コ テ ジ ー ジ	6人用(宿泊は、10人までと してする。)	1棟につき		
			円(1人増すごとに1,000円を加算する。)	0円					
冷暖房設備		1時間につき	100円						
オートキャンプサイト		1区画につき	3,000円	1,500円	オートキャンプサイト		1区画につき		
テ ン ト	5人用	1張につき	530円	265円	テ ン ト	5人用	1張につき		
テ ン ト	10人用	1張につき	1,050円	525円	テ ン ト	10人用	1張につき		
持込みテント		1張につき	320円	160円	持込みテント		1張につき		
シャワー		3分につき	100円		シャワー		3分につき		